

第1節 毒物劇物販売業

毒物劇物販売業の設備基準は、次のとおりとする。

1. 店舗

- (1) 店舗は他社と区別すること。
- (2) 分置倉庫は大阪府内に設置されていること。

2. 貯蔵設備

毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に適合するものであること。

- (1) 毒物又は劇物とその他のものとは区分して貯蔵できるものであること。
- (2) 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上施錠できないものであるときは、この限りではない。
- (3) 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上施錠できないときは、その周囲に堅固な柵が設けられていること。
- (4) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
- (5) 毒物又は劇物を貯蔵又は陳列する保管庫は堅固なものであること(ガラス面等は不可)。
- (6) 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
- (7) 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

(注)毒物又は劇物を直接扱わない販売業者(以下「オーダー販売業」という)にあつては、毒物又は劇物を貯蔵する設備を必要としない。

第2節 毒物劇物製造業

毒物又は劇物の製造所の設備基準は、次のとおりとする。

1. 製造場所

- (1) 製造所は他社と区別すること。
- (2) 作業所はコンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込む恐れのない構造であること。
- (3) 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。
- (4) 作業を行うのに支障のない面積を有すること。
- (5) 廃棄物の処理に要する設備、施設があること。
- (6) 製造に必要な設備又は器具を備えていること。

2. 貯蔵設備

- (1) 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
- (2) 貯水池その他容器を用いなくて毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
- (3) 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場が性質上施錠できないものであるときは、この限りではない。
- (4) 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上施錠できないときは、その周囲に堅固な柵が設けられていること。
- (5) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
- (6) 毒物又は劇物を貯蔵又は陳列する保管庫は堅固なものであること(ガラス面等は不可)。
- (7) 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

3. 運搬用具

毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

4. 容器

毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラム缶、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

5. 分置倉庫の設置場所は、保管管理するのに支障がなければ、大阪府外に設置しても差し支えないこと。

第3節 毒物劇物輸入業

毒物劇物輸入業の営業所設備基準は、次のとおりとする。

1. 営業所：他社と区別すること。

2. 貯蔵設備

(1) 毒物又は劇物とその他のものとを区分して貯蔵できるものであること。

(3) 貯水池その他容器を用いなくて毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

(4) 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場が性質上施錠できないものであるときは、この限りではない。

(5) 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上施錠できないときは、その周囲に堅固な柵が設けられていること。

(6) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

(7) 毒物又は劇物を貯蔵又は陳列する設備は堅固なものであること(ガラス面等は不可)。

(8) 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

3. 運搬用具

毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

4. 容器

毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラム缶、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

5. 分置倉庫

(1) 貯蔵設備基準に適合すること。

(2) 設置場所は、保管管理するのに支障がなければ、大阪府外に設置しても差し支えないこと。

第2節 毒物劇物取扱責任者設置届

毒物劇物取扱責任者設置届に必要な書類は次のとおり。

- ①毒物劇物取扱責任者設置届(毒物及び劇物取締法施行規則別記第8号様式)
- ②毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
- ③毒物劇物取扱責任者の診断書
- ④毒物劇物取扱責任者の誓約書
- ⑤雇用関係証明書又は雇用契約書の写し

} 様式集参照

これらの書類は省略できる場合があります。 →P. 17、P. 85参照

(提出部数)

業 種	提出部数
製 造 (輸 入) 業	1 部
毒 物 劇 物 販 売 業	1 部

毒物劇物取扱責任者設置届の記載上の留意点は次のとおり。

- (1) 業務の種別欄には、毒物劇物の一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業、製造業若しくは輸入業者の別を記入すること。
また、業務上取扱者にあつては、毒物及び劇物取締法施行令（以下令という。）第41条第1号(電気めっきを行う事業)、第2号(金属熱処理を行う事業)、第3号(毒物又は劇物の運送の事業)、第4号(しろありの防除を行う事業)の別を記入すること。
- (2) 登録番号及び登録年月日は、登録申請と同時に提出する場合には記入しないこと。
- (3) 毒物劇物取扱責任者の住所は、現住所を記入すること。(住所変更時の対応はP19(4)参照)
- (4) 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、次の区分により「法第8条第1項第○号」と記載すること。また、販売業用の様式の()内には、薬剤師、応用化学等の卒業者、一般／農業用品目／特定品目毒物劇物取扱者試験合格の別を記載すること。
 - ①法第8条第1項第1号……………薬剤師
 - ②法第8条第1項第2号……………応用化学等の卒業者
 - ③法第8条第1項第3号……………知事の行う試験の合格者
- (5) 届出年月日は提出年月日を記入すること。
- (6) 届出者は毒物劇物営業者とし、住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記事項証明書に記載された本店の所在地を記入すること。
- (7) 申請者の氏名は、届出者が法人である場合、登記された法人名及び代表者職・氏名を記載すること。

1. 毒物劇物取扱責任者設置届
別記第8号様式(第5条関係)

毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別		
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日		
製 造 所 (営 業 所、店 舗、 事 業 所)	所 在 地	
	名 称	
毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者	住 所	
	氏 名	
	資 格	
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

年 月 日

住所

氏名

大阪府知事 殿

連絡先 TEL
担当者

【毒物劇物販売業用】

毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別			
登録番号及び登録年月日			
店 舗	所 在 地		
	名 称	(電話)	
毒物劇物取扱責任者	住 所		
	氏 名		
	資 格	法第8条第1項第 号()	
		法第8条第2項第4号に基づき、取扱責任者が毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたこと。	
		生年月日	年 月 日生
備 考			

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

年 月 日

住所

氏名

大阪府知事 殿

2. その他の添付書類の留意点

(1) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

- (ア) 法第8条第1項第1号に該当する者にあつては、薬剤師免許証の写し(原本持参)
但し、薬局等の管理者と同一人の場合は、薬剤師免許の照合を省略することができる。
- (イ) 法第8条第1項第2号に該当する者にあつては、次の区分により卒業証明書、卒業証書の写し(原本持参)又は単位修得証明書(単位習得及び卒業が確認できるもの)
 - (a) 高等学校において化学に関する科目を30単位以上修得した者。
→卒業証明書又は卒業証書(原本持参)及び単位修得証明書
 - (b) 高等専門学校において工業化学科を修了した者。
→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)
 - (c) 大学(大学院)の薬学部(研究科)、理学部(研究科)又は教育学部(研究科)の化学科(専攻)・理学科(専攻)・生物化学科(専攻)等、農学部(研究科)の農業化学科(専攻)・農芸化学科(専攻)・農産化学科(専攻)・園芸化学科(専攻)・水産化学科(専攻)・生物化学工学科(専攻)等、工学部(研究科)の応用化学科(専攻)・工業化学科(専攻)・化学工学科(専攻)・合成化学科(専攻)・合成化学工学科(専攻)・応用電気化学科(専攻)・化学有機工学科(専攻)・燃料化学科(専攻)・高分子化学科(専攻)等の課程を修了した者→卒業(修了)証明書又は卒業(修了)証書の写し(原本持参)
 - (d) 上記c)以外で授業課目の必須課目のうち、化学に関する授業課目が単位数において50%を超えるか、又は28単位以上修得した者。
→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)及び単位修得証明書
 - (e) 知事が認定する専門学校において、規定の学科において所定の単位を修得した者(付録④参照)。→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)及び単位修得証明書
- (ウ) 法第8条第1項第3号に該当する者にあつては、合格証の写し(原本持参)

なお、上記ア)及びウ)の場合、販売業にあつては、原本を確認して、備考欄に薬剤師名簿登録番号及び登録年月日あるいは毒物劇物取扱者試験合格番号及び合格年月日を記入することにより写しを省略することができます。

また、上記イ)(d)又は(e)に該当する場合、単位修得証明書にて卒業学科や卒業年月日等が確認できる場合は卒業証明書又は卒業証書の写しは添付不要です。

(2) 診断書

- (ア) 「精神機能の障害に明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でない」ことが診断されていること。
- (イ) 発行後3ヶ月以内のものであること。
- (ウ) 診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。

(3) 毒物劇物取扱責任者の誓約書

毒物劇物取扱責任者が第8条第2項第4号に該当しない旨の誓約書。ただし、【毒物劇物販売業用】の毒物劇物取扱責任者設置届を用いて必要事項が記載されている場合は省略可。

(4) 毒物劇物取扱責任者の雇用関係証明書又は雇用契約書の写し

(ア) 雇用関係証明書等には次に掲げる項目が記載されていること。

①勤務時間 ②休日 ③他の場所で他の業務に従事しない旨

(イ) 雇用主及び責任者両名の記載がされていること。

なお、雇用主が法人にあつては、法人の名称及び代表者名を記入すること。

また、毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使用関係証書を添付する代わりに、下記のように備考欄に記載すること。

「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、使用関係証書を省略する。

1. 勤務時間：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
2. 休日 : 〇曜日、〇曜日、〇日
3. 他の場所で他の業務に従事しない。」

第4節 毒物劇物(製造業・輸入業)登録申請

毒物劇物製造（輸入）業登録申請に必要な書類は次のとおり。

必 要 書 類		業 種	
		製 造 業	輸 入 業
1	登録申請書（別記第1号様式）	○	○
2	付近の見取り図	○	○
3	敷地内建物配置図(製造所配置図)	○	
4	営業所の平面図		○
5	貯蔵設備の概要図	○	○
6	登記事項証明書	○	○
7	取扱責任者設置届(第2節参照)	○	○

○印：必要な書類

(提出部数及び手数料)

令和2年4月1日現在

提 出 部 数	手 数 料
1 部	27,200円(現金)

輸入業の場合は登録申請書正本を1部追加

1. 毒物劇物製造業・輸入業登録申請書

別記第1号様式

大阪府庁POS 手数料¥27,200-



毒劇製造・輸入業登録

毒物劇物 製造業 登録申請書
輸入業

製造所（営業所）	所在地	
	名称	(TEL :)
製造（輸入）品目	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
備考		

上記により、毒物劇物の製造業
輸入業 の登録を申請します。

年 月 日

住所

氏名

大阪府知事 殿

連絡先 TEL

担当者

毒物劇物（製造業・輸入業）登録申請書の記載上の留意点は次のとおり。

- (1) 製造業、輸入業のいずれかを○で囲むこと。
- (2) 事業所（営業所）の所在地及び名称の記載について。
 - ア) 製造業・・・製造場所の所在地とその名称を「◇◇株式会社△△製造所」等詳しく記載すること。
 - イ) 輸入業・・・輸入業務を直接担当する営業所の所在地とその名称を記載すること。
 - ウ) 所在地は住居表示等を正確に記載のこと。
- (3) 製造(輸入)品目欄は次により記載すること。
 - ア) 製造(輸入)しようとする品目は、毒物及び劇物取締法に記載されている化学名によること（化学名は「系」、「類」の包括的な名前ではなく、具体的な名称を記載すること）。
例「○○ソーダ」という化学名は不可→「○○ナトリウム」と記載。
令 2-72 無機銅塩類は不可→令 2-72 硫酸第一銅と記載。
 - イ) 類別は、法別表または毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - ウ) 製剤の場合、含量は一定の含量幅を持たせて記載して差し支えない。
 - エ) 原体の場合は、含量を記載しない。
 - オ) 原体の小分けの場合は、化学名の横に「(小分け)」と付記すること。
 - カ) 販売名の記載は不要。
 - キ) 品目の全てを記載することができない場合は、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
なお、その際、毒物と劇物とに分け、類別及び濃度順に原体、原体（小分け）、製剤を分けて記載すること。
混合製剤については、〔 〕で囲む等混合製剤であることがわかりやすいように記載すること。

別紙記載例

	類 別	化学名（製剤にあつては、化学名及びその含量）
製造（輸入）品目	法 1-22	弗化水素
	法 2-63	ニトロベンゼン（小分け）
	令 1-8	シアン化カリウム 25%
	令 2-68	水酸化ナトリウム 5%を超えて40%まで
	令 2-83	2-（3-ピリジル）-ペペリジン 60%
	令 2-104	硫酸 10%を超えて98%まで
	〔 令 2-65 〕 〔 令 2-68 〕	〔 水酸化カリウム 25% 〕 〔 水酸化ナトリウム 20% 〕

法 1：毒物及び劇物取締法別表第 1

令 1：毒物及び劇物指定令第 1 条

法 2：毒物及び劇物取締法別表第 2

令 2：毒物及び劇物指定令第 2 条

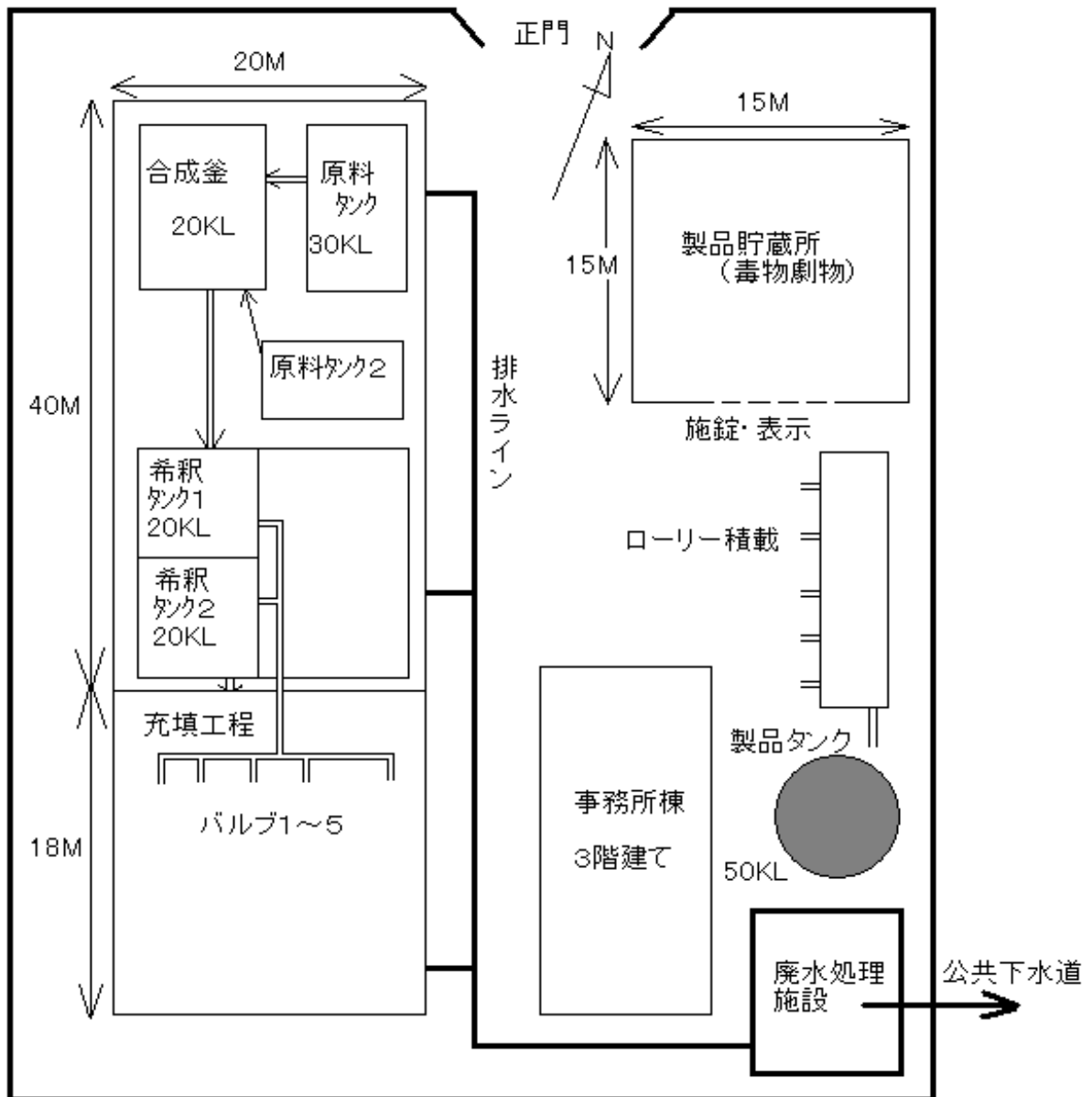
- (4) 申請書の住所は、個人の場合は現に居住する自宅住所、法人の場合は登記事項全部証明書に記載された本社の所在地を記載すること。
- (5) 申請者の氏名は、法人の場合は登記された法人名及び代表者職氏名を記載すること。

3. 敷地内建物配置図（製造所配置図）

(1) 工場敷地の全体図 面積、縮尺、方角等を記載すること。

製造所、貯蔵所、事務所等の配置が明確にわかるように記載すること。

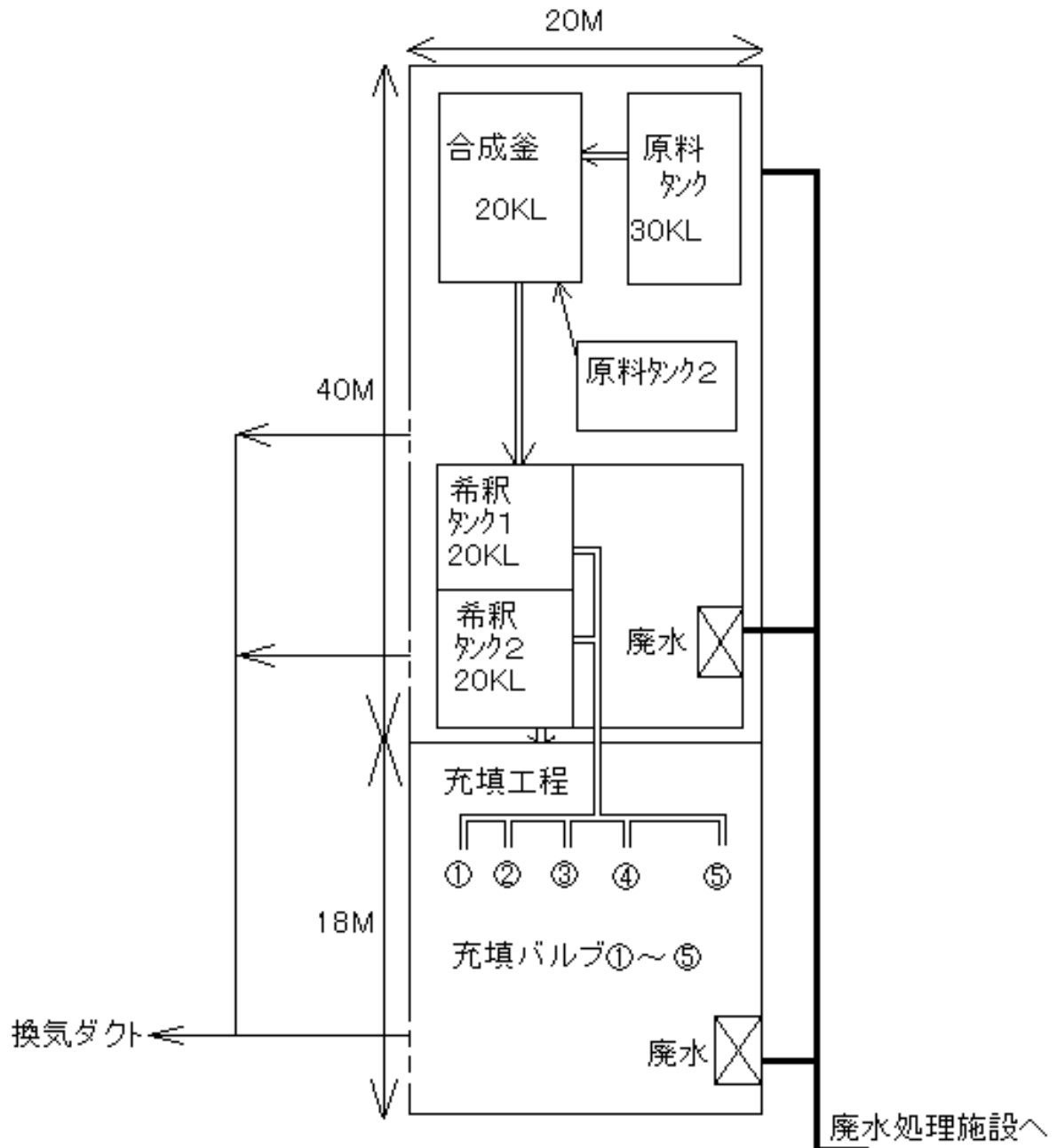
【工場敷地の全体図記載例】



(2) 製造所

製造施設、毒物又は劇物を含有する粉塵・蒸気・廃水の処理設備、床・壁の材質等がはっきりわかるように記載し、配管・バルブ等の付帯設備も明確に図示すること。

【製造所の記載例】



床：コンクリート

壁：コンクリート

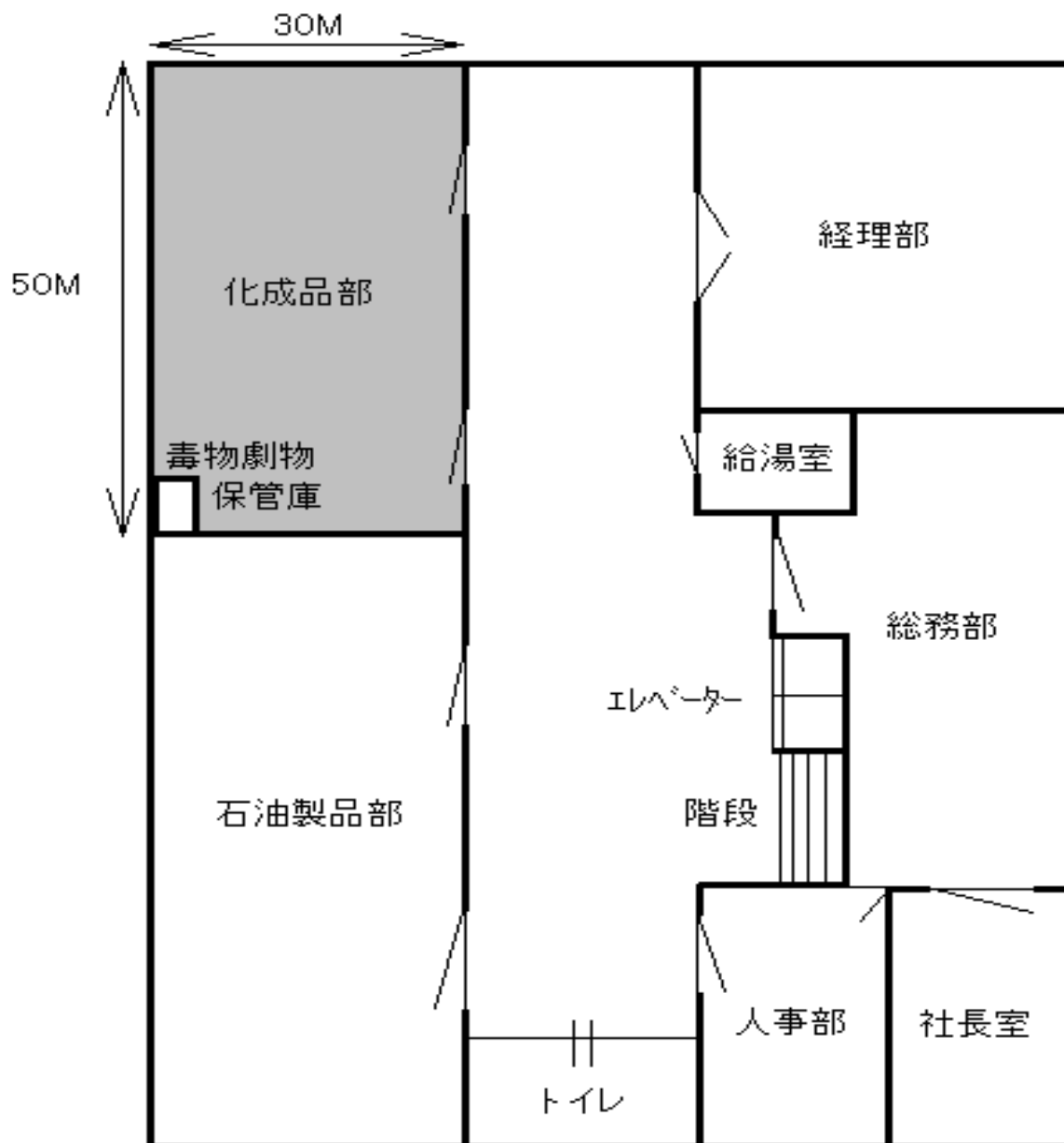
4. 営業所平面図

(1) 営業所の全体図

(2) 毒物劇物輸入業を担当する部(課)の存在する部屋の詳細図。

【営業所平面図記入例】

〇〇商事(株)3階平面図

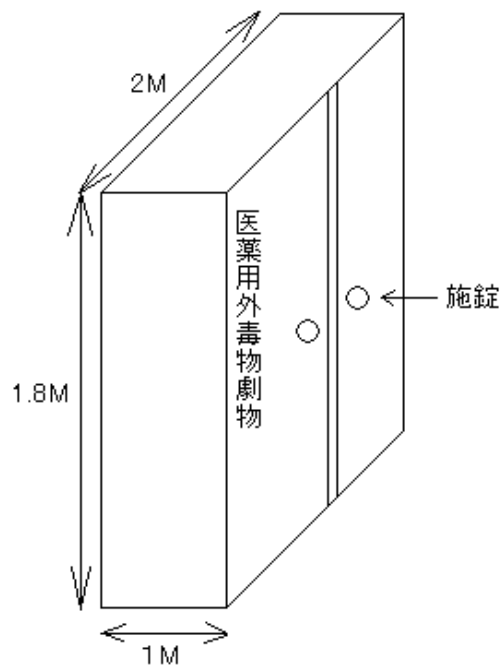


5. 貯蔵設備の明細図(施行規則第4条の4)

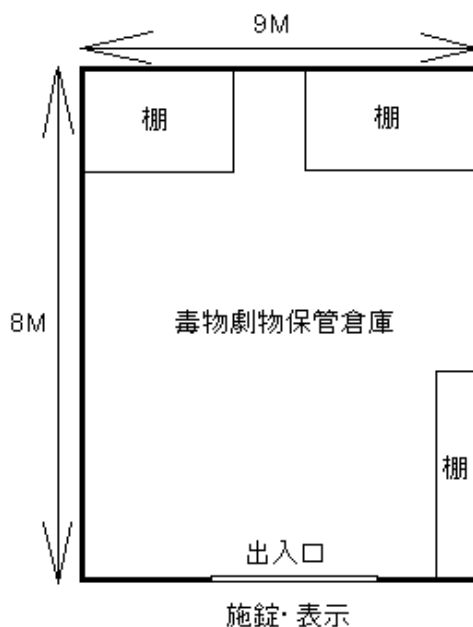
床、壁の材質、施錠、表示について明確に記載すること。

なお、入り口が数箇所ある場合には各々の施錠・表示箇所を図示すること。

【貯蔵設備明細図記入例】



保管庫材質:スチール製



床・壁:コンクリート

6. その他の添付書類の留意点

(1) 登記事項証明書

発行後6ヶ月以内のもの

(2) 毒物劇物取扱責任者設置届(毒物及び劇物取締法施行規則別記第8号様式)

第2節「毒物劇物取扱責任者設置届」(P. 14)を参照。